

# 海老名市 道路照明灯維持管理計画 (道路照明灯個別施設計画)



(管理番号 : 41-056)

令和2年4月



## 目 次

1. 維持管理計画の背景と目的	1 頁
2. 維持管理計画の対象数量	2 頁
3. 状態把握及び日常的な維持管理に関する基本的な方針	2 頁
4. 更新及び修繕の優先順位に関する基本的な方針	4 頁
5. 維持管理計画期間	5 頁

## 1. 維持管理計画の背景と目的

---

### 1) 背景

インフラ施設の維持管理について、平成25年11月に国が策定したインフラ長寿命化基本計画のなかで、「機能の確実かつ効率的な確保」及び「中長期的視点に立ったコスト管理」等の観点から、各インフラ管理者に個別施設毎の長寿命化計画を策定するよう示されました。

本市においては、平成26年11月に海老名市公共施設白書、平成29年3月に海老名市公共施設再編（適正化）計画を策定し、新設と維持管理のバランスを図りながらインフラ施設の長寿命化に取り組んでいくこととしています。

道路照明灯は、道路を安全・快適に利用するために必要な施設です。道路照明灯を構成する部材は、主に鋼製であるため、腐食等の損傷を早期に発見し、倒壊等による第三者被害を防止しなければなりません。そのため、平成29年度、平成30年度に道路照明灯の点検を実施しました。その点検結果を踏まえ、計画的に更新や修繕を実施するための維持管理計画を策定します。

### 2) 目的

今後、道路照明灯の更新や修繕に要する費用が増加することが見込まれます。このため、更新や修繕の優先順位を明確化し、予算の平準化を図り、計画的に更新や修繕を実施していくことが必要です。そして、P D C Aサイクルを確実に実行することで、計画的に維持管理を実施していく必要があります。

#### 維持管理計画の策定目的

##### ①優先順位の明確化

施設の損傷状態や、設置位置等の固有の条件を踏まえ、更新や修繕を実施する優先順位を明確にします。

##### ②予算の平準化

更新や修繕の時期を明確にすることで、予算の平準化を図ります。

##### ③P D C Aサイクルの実行

P D C Aサイクルを確実に実行することで、計画的に維持管理を実施します。

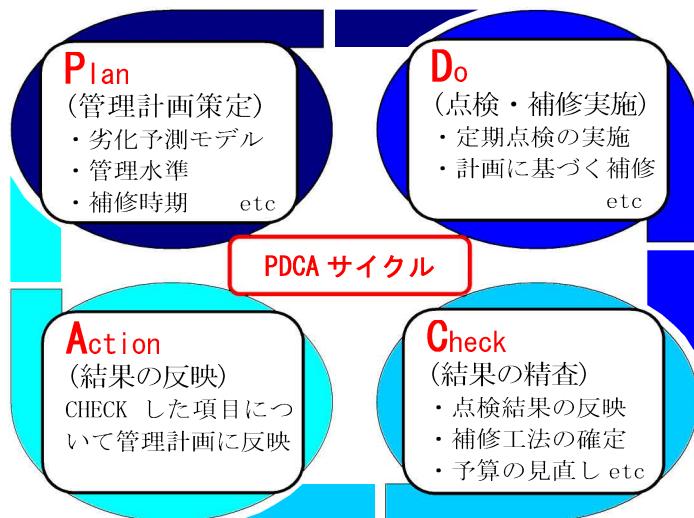


図 1—1 P D C A サイクルの流れ

## 2. 維持管理計画の対象数量

---

対象とする道路照明灯は、1,518 基とします。

### 3. 状態把握及び日常的な維持管理に関する基本的な方針

#### 1) 道路照明灯の状態把握

海老名市では、神奈川県市町村版点検要領に基づき点検を実施しています。点検結果より、道路照明灯の状態は、表3-1に示す区分に分類しています。

表3-1 道路照明灯の状態

対策区分	状 態	状態
5	構造物の機能に支障が生じていないため、利用者に対して影響を及ぼす可能性がない状態	健全
4	軽微な損傷はあるが、構造物の機能に支障が生じていない状態であるため、利用者に対して影響を及ぼす可能性がない状態	
3	構造物の機能に支障をきたすほどの損傷ではないが、将来的に、利用者に対して影響が及ぶ可能性があるため、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態	予防保全段階
2	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早晚、利用者に対して影響が及ぶ可能性が高いため、早期に措置を講じる必要がある状態	早期措置段階
1	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、利用者に対して影響が及ぶ可能性が高いため、緊急に対策を講じる必要がある状態	緊急措置段階



写真3-1 道路照明灯の点検状況

## 2) 管理水準の基本的な方針

管理水準は、対策区分4以上とします。対策区分3の道路照明灯は、予防保全の観点から状況に応じて修繕などを実施します。対策区分2の道路照明灯は、早期に措置を講じる段階であるため、優先的に更新や修繕を実施します。対策区分1の道路照明灯は、緊急対応が必要な状態であるため、本計画の対象外とします。

表3－2 対策区分と管理水準

対策区分	管理水準及び方針	修繕優先度
5	管理水準	(低い)
4		
3	予防保全修繕方針	
2	早期修繕対応方針	
1	緊急措置対応	(高い)

## 3) 日常的な維持管理に関する基本的な方針

道路照明灯を良好な状態に保つため、日常的な維持管理として、パトロールを実施します。なお、地震及び集中豪雨等が発生した場合は、必要に応じて臨時点検を実施します。

#### 4. 更新及び修繕の優先順位に関する基本的な方針

更新及び修繕の優先順位は、道路照明灯の対策区分と優先度指標により、図4-1の通りに設定します。優先度指標は、表4-1の通りに設定します。

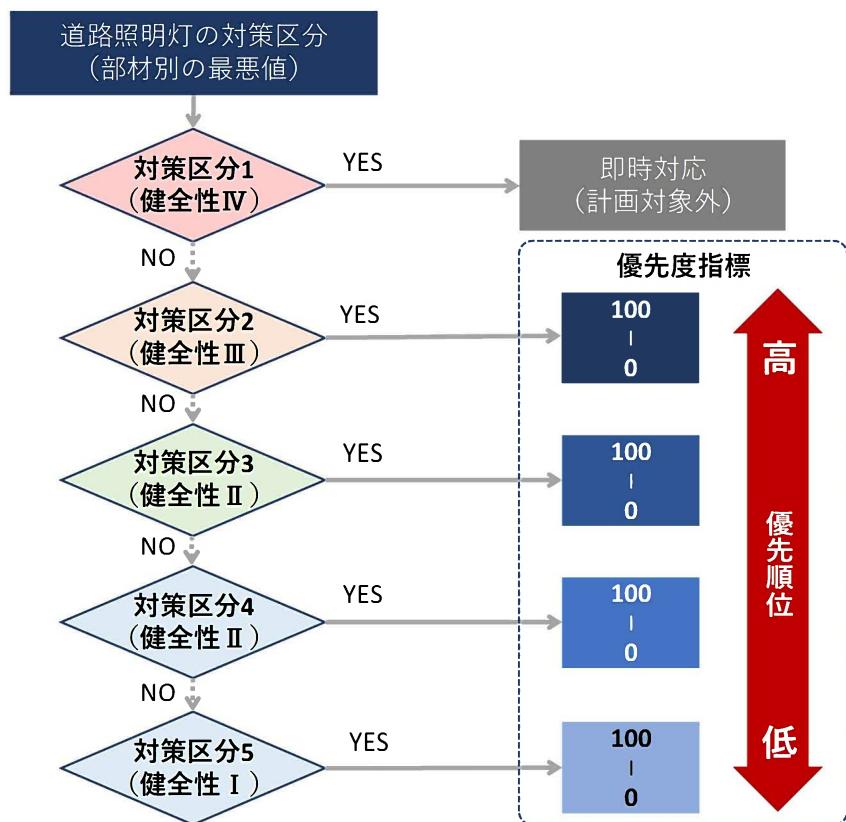


図 4-1 優先順位の決定フロー

表4-1 優先度指標に関する評価項目

評価項目	評価項目の考え方	
健全度指標 (B)	道路照明灯の点検結果から部材及び部位毎に細分化して評価する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・支柱本体・支柱内部・支柱継手部</li> <li>・灯具・基部</li> </ul>	
重要度 (A)	通行の確保	道路照明灯は、台風や地震などで倒壊した場合、当該路線に甚大な被害をもたらす可能性がある。そのため、緊急輸送路の指定の有無や、路線の種別について評価する。また、倒壊などによる第三者被害の危険性を有しているため、通学路指定の有無について評価する。
	利便性の確保	道路照明灯の設置目的として、当該路線の視認性の向上が挙げられる。そのため、当該路線の交通量について評価する。
設置位置		道路照明灯の設置位置など利用環境について評価する。

$$\text{優先度指標} = (100 - B) \times 0.8 + A \times 0.2$$

## 5. 維持管理計画期間

維持管理計画期間は、10年に1回の詳細点検を踏まえ、計画期間を10年間（2020年～2029年）とします。

表5－1 道路照明灯の維持管理計画期間

年度	定期点検		維持管理計画期間
	詳細点検	中間点検	
2017年（平成29年度）	●		
2018年（平成30年度）	●		
2019年（令和元年度）			●計画策定
2020年（令和2年度）			
2021年（令和3年度）			10年間
2022年（令和4年度）		●	
2023年（令和5年度）		●	
2024年（令和6年度）			●中間点検を踏まえた見直し※
2025年（令和7年度）			
2026年（令和8年度）			
2027年（令和9年度）	●		
2028年（令和10年度）	●		
2029年（令和11年度）			●次回計画策定

※中間点検の結果を踏まえ、損傷程度に応じて修繕内容を変更する